

「ラビーネット」会員倫理綱領

不動産情報システム「ラビーネット」利用会員（以下会員という）は、「不動産は国民生活や産業の基盤である」との公益社団法人全日本不動産協会創立理念を基に、住生活の安定の確保と国民生活の向上の促進に寄与することを目的としてこのシステムを利用し、一般消費者等の利益の擁護及び増進が図られるよう、次の各号に定める事項を遵守し、宅地建物取引業者としての責務を果たさなければならない。

- 一. 会員は、常に高い倫理観と自己研鑽を通じて公正な取引を推進することにより、不動産業に対する信頼性の向上に努めなければならない。
- 一. 会員は、諸法令を遵守し、一般消費者及び事業者に対して信義誠実を尽くし、反社会的行為を排除する強い意志の下、相互の信頼確立のため、進取の精神をもって社会貢献に努めなければならない。
- 一. 会員は、正確な情報のみを「ラビーネット」に登録し、又登録された物件情報を共有する。その情報は自社物件と同等以上の注意をもって管理・取り扱いに努めなければならない。
- 一. 会員は、「ラビーネット」の円滑な運営のため、IT に対する一層の研究と研鑽に努めなければならない。
- 一. 会員は、依頼者の個人情報やプライバシーに係る事項の守秘義務を負う。又、一般消費者・事業者間で苦情・紛争が生じたときは、自己責任をもって解決しなければならない。
- 一. 会員は、常に共存共栄の精神をもって不動産業の健全な発展に努めなければならない。

(附則) 1.この規程は、平成 15 年 7 月 11 日から施行する。

2. 平成 18 年 10 月 18 日 改正

3. 平成 24 年 12 月 7 日 改正

4. 平成 29 年 10 月 17 日 改正